

参 考



国 水 環 保 第 1 号  
令 和 4 年 4 月 19 日

各都道府県・政令市 土木担当部長 様

水管理・国土保全局 河川環境課長  
(公印省略)

河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルの改定について

今般、「河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル」について別添のとおり改めたので、今後はこれにより運用されたい。

なお、平成31年3月29日付け国水環第26号「河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルの改訂について」は廃止する。

〔別添〕

河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル  
(地方整備局等及び都道府県から国土交通本省への伝達)

(目的)

**第1条** 「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領(平成13年2月26日付け河川局長通知)」及び「『河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について』並びに『河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について』(平成13年2月26日付け河川環境課長、治水課長、防災課長、保全課長通知)」について、河川に係る情報伝達の運用方針を定め、もって災害発生時の緊急かつ適切な対応に資する事を目的とする。

(対象河川)

**第2条** 連絡対象河川は、地方整備局及び北海道開発局が管理する一級河川、並びに都道府県が管理する一級河川指定区間及び二級河川とする。

(情報伝達の対象事象)

**第3条** 情報伝達を行う対象は、次の各号に掲げる事象とする。

- 一 地震
- 二 河川の氾濫
- 三 高潮、津波による災害
- 四 大規模な山腹崩壊・土石流が発生し、下流の河川区域に重大な影響を及ぼすおそれがある場合
- 五 その他、連絡すべきと判断される事象

(情報伝達の種類、時期、手段、内容及びルール)

**第4条** 地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局及び都道府県から国土交通本省へ情報伝達する情報の種類、伝達時期、手段、内容及び伝達ルートは、別紙に示すとおりとする。

なお、出水状況、被害状況などによっては、資料の追加等がある場合は、その都度、本省から指示するものとする。

(情報伝達担当者等)

**第5条** 地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局並びに都道府県内における広報及び本省への情報伝達については、事前に担当者を選定しておくものとする。

(地方整備局等と都道府県との伝達ルートの確立)

**第6条** 地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局と都道府県との情報伝達ルートについても、対象事象毎に定めておくものとする。

## 1 出水時の情報伝達(時期、手段、内容、ルート)

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ( )は予備手段	伝達内容	伝達ルート		
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	緊急情報	(1) 出水見通し	各区分を受け持つ観測所において、氾濫危険水位を超える恐れがある時(すでに避難判断水位に到達しており、6時間先までの水位予測で氾濫危険水位の超過が予測されたとき等)	特定区間の場合	特定区間の危険箇所の状況【特定区間調査の総括-2、様式-1～5】	[本局水災害予報センター等] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
				特定区間ではない場合	危険箇所の状況【危険箇所調査の様式-1、様式-3】	[本局水災害予報センター等] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
	災害及び復旧状況	(2) 出水概要	氾濫注意水位を超えた時から、減水して氾濫注意水位を下回るまで	本省の指示により適宜	E-mail	整備局ごとの出水状況 ・水位状況 ・被害状況(大規模内水含む) ・排水ポンプ車等による水防活動状況 ・ホットライン実施状況 ・水防団活動実施状況 【出水様式一総括】	[本局水災害予報センター等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
			重大な被害が発生した場合	第1報 (ホットライン)	電話	氾濫発生箇所、決壊箇所、決壊延長、堤防等の被害状況等	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
				第2報以降 適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	【出水様式一(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課、水災害予報センター等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(4) 緊急復旧状況	本省の指示により定期的に	E-mail (FAX)	【出水様式一2】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川工事課、河川管理課、水災害予報センター等] →[本省治水課]		
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	緊急情報	(1) 出水状況(水位・雨量)	氾濫危険水位に達した場合(氾濫危険水位の設定がされていない河川においては氾濫の恐れがある場合)※1	第1報 (都道府県単位)	電話 E-mail (FAX)	・水位上昇の見込み(天端超過の可能性) ・河道形状(掘込みor有堤等) ・決壊した場合の被害想定	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
				第2報以降 本省、整備局等の指示により適宜	E-mail (FAX)	都道府県ごとの出水状況 ・水位状況 ・被害状況(大規模内水含む) ・排水ポンプ車等による水防活動状況 ・水防団活動実施状況 【出水様式一総括】	
	災害及び復旧状況	(2) 被害情報	重大な被害が発生した場合	第1報 (ホットライン)	電話	氾濫発生箇所、決壊箇所、決壊延長、堤防等の被害状況等	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
				第2報以降 適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	【出水様式一総括】 【出水様式一(1)・(2)】 【出水様式一2】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省防災課(復旧ライン)、治水課、河川環境課河川保全企画室]

※1管内(都道府県単位)における第2報以降は、本省および整備局等の指示による。なお、(2)被害情報については、すべての河川を報告すること。

2 地震時の情報伝達(時期、手段、内容、ルート)

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ( )は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1)地震災害報告	震度5弱以上の地震が発生した時から点検終了まで ・第1報は速やかに ・第2報以降は点検開始時、中間時、余震発生時、被害確認時等、適宜速やかに	電話 E-mail (FAX)	・点検対象河川 ・点検実施状況 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【地震様式-1】	[本局河川管理課等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		震度5弱以上の地震が発生し、重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	電話	被害状況(箇所、形態、規模等)
	第2報以降 適宜速やかに		E-mail (電話) (FAX)	【地震様式-1】	[本局河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	緊急復旧情報 【地震様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川工事課、河川管理課等] →[本省治水課]
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1)地震災害報告	震度5弱以上の地震が発生した時から点検終了まで ・第1報は速やかに ・第2報以降は点検開始時、中間時、余震発生時、被害確認時等、適宜速やかに	電話 E-mail (FAX)	・点検対象河川 ・点検実施状況 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【地震様式-1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		震度5弱以上の地震が発生し、重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	電話	被害状況(箇所、形態、規模等)
	第2報以降 適宜速やかに		E-mail (電話) (FAX)	【地震様式-1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	緊急復旧情報 【地震様式-2】 (現地状況写真 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省防災課(復旧ライン)、治水課、河川環境課河川保全企画室]

3 津波時の情報伝達(時期、手段、内容、ルート)

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ( )は予備手段	伝達内容	伝達ルート	
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1) 津波被害情報	気象庁から津波警報(補助区間のみの場合を含む)が発令された時から津波来襲時まで ・各種情報入手後速やかに	電話 E-mail (FAX)	・津波警報対象河川 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【津波様式-1】	[本局河川管理課等] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	電話	被害状況(箇所、形態、規模等)	[本局河川情報管理官等] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	【津波様式-1】	[本局河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2) 緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	緊急復旧情報 【津波様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川工事課、河川管理課等] →[本省治水課]	
【都道府県管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1) 津波被害情報	気象庁から津波警報(補助区間のみの場合を含む)が発令された時から津波来襲時まで ・各種情報入手後速やかに	電話 E-mail (FAX)	・津波警報対象河川 ・被害状況 ・水門等の開閉状況 【津波様式-1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]	
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	電話	被害状況(箇所、形態、規模等)	[都道府県] →[本省河川環境課河川保全企画室:企画専門官] [都道府県]→[整備局等]
			第2報以降 適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	【津波様式-1】	[都道府県]→[整備局等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画室]
	(2) 緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)	緊急復旧情報 【津波様式-2】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等]→[本省防災課(復旧ライン)、治水課、河川環境課河川保全企画室]	

4 河岸崩落時の情報伝達(時期、手段、内容、ルート)

区分	情報の種類	情報の伝達時期	伝達手段 ( )は予備手段	伝達内容	伝達ルート
【国管理】 本省 ↑ 整備局等	(1)河岸崩落 災害報告	被害が発生したら ・第1報は速やかに ・第2報以降は適宜速やかに	電話 E-mail (FAX)	・河岸崩落状況 ・河岸崩落被害情報 ・復旧活動状況等 【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川管理課等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	電話	被害状況(箇所、規模等)
	第2報以降 適宜速やかに		E-mail (電話) (FAX)	【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[本局河川工事課、河川管理課等] →[本省治水課、河川環境課河川保全企画 室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)		
【都道府県 管理】 本省 整備局等 ↑ 都道府県 又は 本省 ↑ 整備局等 ↑ 都道府県	(1)河岸崩落 災害報告	被害が発生したら ・第1報は速やかに ・第2報以降は適宜速やかに	電話 E-mail (FAX)	・河岸崩落状況 ・河岸崩落被害情報 ・復旧活動状況等 【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等] →[本省河川環境課河川保全企画室]
		重大な被害が生じた場合	第1報 (ホットライン)	電話	被害状況(箇所、規模等)
	第2報以降 適宜速やかに		E-mail (電話) (FAX)	【崩落様式-1(1)・(2)】 (現地状況写真等 添付)	[都道府県]→[整備局等]→[本省防災課 (復旧ライン)、治水課、河川環境課河川保 全企画室]
	(2)緊急復旧情報	緊急復旧状況について、適宜速やかに	E-mail (電話) (FAX)		

5 その他の事象の情報伝達

その他の災害等で、本省に伝達すべき事象が発生した場合は、上記1～4に準じて、適宜伝達するものとする。



**出水様式一総括**

○河川(○月○日○:○現在)

■被害状況

<国管理河川>

1)一般被害

整備局等	水系	河川	市町村	箇所 (浸水家屋 戸 家屋損壊 戸)		浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被害状況
				地点		原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約ha)	
				左右岸	KP									

2)河川管理施設等被害

整備局等	水系	河川	市町村	箇所 (うち 箇所対策完了)		被害状況		対策状況
				地点		状態	数量 (約)	
				左右岸	KP			

<都道府県管理河川>

1)一般被害

都道府県	水系	河川	市町村	箇所 (浸水家屋 戸 家屋損壊 戸)		浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被害状況
				地点		原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約ha)	
				左右岸	KP									

2)河川管理施設等被害

都道府県	水系	河川	市町村	被害状況		対策状況
				状態	件数	

■国管理河川の出水状況

1)現在、**氾濫危険水位**を超えている河川

水系 河川

整備局等	水系	河川	河	川

2)現在、**避難判断水位**を超えている河川

水系 河川

整備局等	水系	河川	河	川

3)現在、**氾濫注意水位**を超えている河川

水系 河川

整備局等	水系	河川	河	川

4)**氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川

水系 河川

整備局等	水系	河川	河	川

5)**避難判断水位**を超えたが現在下回った河川

水系 河川

整備局等	水系	河川	河	川

6)**氾濫注意水位**を超えたが現在下回った河川

水系 河川

整備局等	水系	河川	河	川

■都道府県管理河川の出水状況

1)現在、**氾濫危険水位**を超えている河川

水系 河川

都道府県	水系	河川	河	川

2)**氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川

水系 河川

都道府県	水系	河川	河	川

■国交省所有排水ポンプ車等による水防活動状況

<国管理河川>

整備局等	水系	河川	市町村	地点		排水P車出動状況		水防活動状況
				左右岸	KP	出動数 (台)	稼働 状況	

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	排水P車出動状況		水防活動状況
				出動数 (台)	稼働 状況	

○国管理河川のホットライン実施状況

水系		市町村		回
整備局等	水系	河川事務所	市町村	回数

○水防団による水防活動の実施状況

<国管理河川>

水系		団体
整備局等	水系	団体数

<都道府県管理河川>

団体	
都道府県	団体数

河川環境課河川保全企画室 宛  
(マイクロ 80-35462、35465、35467)

課(氏名: )  
(マイクロ )

( ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分 )

出水様式-1(1) 被害情報 ( 国管理 河川 )

( 整備局等名: )  
( 都道府県名: )

出水名	台風○○号 (第 報)		
水系名	1級河川	ふりがな ○○○川	河川名 ふりがな ○○○川
出水状況 現状 (見込み)			
被害状況 現状 (予測)	発生日時	R ○ . ○ . ○ ○○ : ○○	発生場所
	状況	決壊	距離標
			○○県 〇〇町 左 〇.〇 ~ 〇.〇 km
【記入例】	○○月 ○○日 ○○時現在 < 速報値 >		
	( 拡大中 )		
	(1)浸水面積	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >	
	○○町	○○ha	(予測 ha)
	○○町		(予測 ha)
	(2)人的被害	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >	
	○○町	死者	人
		行方不明者	人
	(3)家屋被害	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >	
	○○町	床下浸水	戸(予測 戸)
		床上浸水	戸(予測 戸)
		軒下浸水	戸(予測 戸)
		家屋流出	戸
	(4)その他	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >	
	○○町	国道○号線 通行止め	
	(予測	○○町	JR○○線 通行止め)

注・平面図を添付(決壊等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)  
)・現地状況写真を添付

河川環境課河川保全企画室 宛  
(マイクロ 80-35462、35465、35467)

←

課(氏名: )  
(マイクロ )

( ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分 )

出水様式-1(2) 被害情報 ( 国管理 河川 )

( 整備局等名: )  
( 都道府県名: )

被害への 対応状況  現状  (予定)	○○ 月 ○○ 日 ○○ 時現在
	(1) 実施済みの対応          (2) 今後の対応
水防活動 状況  現状  (予定)	○○ 月 ○○ 日 ○○ 時現在 < 速報値 >
	(1)○○町 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼動状況   (2)○○町

河川環境課河川保全企画室 宛  
(マイクロ 80-35462、35465、35467)

課(氏名: )  
(マイクロ )

( ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分 )

出水様式-2 緊急復旧状況 ( 国管理 河川 )

( 整備局等名: )  
( 都道府県名: )

出水名	台風○○号 (第 報)		
水系名	1級河川 ○○○川 <sup>ふりがな</sup>	河川名	○○○川 <sup>ふりがな</sup>
時点	○月○日○時現在	発生日時	R ○ . ○ . ○ ○○ : ○○
発生場所	○○県 ○○町 <sup>ふりがな</sup>	距離標	左 ○.○ ~ ○.○ km
被災状況	決壊	状況	拡大中
	被災延長 m		
復旧状況	<p>【○月○日時点】</p> <p>(1)復旧工法</p> <p>(2)着手日時</p> <p>(3)完成予定日時</p> <p>(4)進捗状況</p>		

注・別添として、全体計画(平面図、断面図)及び進捗状況(前回報告からの進捗)が分かる資料を添付すること  
 ・写真を添付

地震様式-1

○河川(○月○日○:○現在)

■点検状況

<国管理河川>

整備局等	水系	河川	一次点検		二次点検	
			開始時間	終了時間	開始時間	終了時間

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	一次点検		二次点検	
			開始時間	終了時間	開始時間	終了時間

■被害状況

<国管理河川>

整備局等	水系	河川	市町村	箇所 (うち 箇所対策完了)		被害状況		対策状況
				地 点	被 害 状 況	状 態	数 量 (約)	
				左右岸	KP			

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	被害状況		対策状況
				状 態	件 数	

■河川管理施設の状況

<国管理河川の主な河口水門等の開閉状況>

整備局等	水系	河川	施設名称	開閉状況	備考

<都道府県管理河川の主な河口水門等の開閉状況>

都道府県	施設数	開閉状況	備考

河川環境課河川保全企画室 宛  
(マイクロ 80-35462、35465、35467)

課(氏名: )  
(マイクロ )

( ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分 )

地震様式-2 緊急復旧状況 ( 国管理 河川 )

( 整備局等名: )

( 都道府県名: )

地震名	○○地震 (第 報)		
水系名	1級河川 <sup>ふりがな</sup> ○○○川	河川名	<sup>ふりがな</sup> ○○○川
時点	○月○日○時現在	発生日時	R ○ . ○ . ○ ○○ : ○○
発生場所	○○県 <sup>ふりがな</sup> ○○町	距離標	左 ○○ ~ ○○ km
被災状況	堤防横断亀裂(HWLに達する、達しない)		
	被災延長 m		
復旧状況	<b>【○月○日時点】</b> (1)復旧工法 (2)着手日時 (3)完成予定日時 (4)進捗状況		

注・別添として、全体計画(平面図、断面図)及び進捗状況(前回報告からの進捗)が分かる  
 ) 資料を添付すること  
 ・写真を添付

津波様式-1

○河川(○月○日○:○現在)

■津波警報対象河川

<国管理河川>

整備局等	水系	河川	発令状況

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	発令状況

■被害状況

<国管理河川>

1)一般被害

整備局等	水系	河川	市町村	箇所 (浸水家屋 戸 家屋損壊 戸)		浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被害状況	
				地 点	原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約ha)			
				左右岸	KP										

2)河川管理施設等被害

整備局等	水系	河川	市町村	箇所 (うち 箇所対策完了)		被害状況		対策状況
				地 点	原因	状態	数量 (約)	
				左右岸	KP			

<都道府県管理河川>

1)一般被害

都道府県	水系	河川	市町村	箇所 (浸水家屋 戸 家屋損壊 戸)		浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水		被害状況
				原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約ha)			

2)河川管理施設等被害

都道府県	水系	河川	市町村	被害状況		対策状況
				状態	件数	

■河川管理施設の状況

<国管理河川の主な河口水門等の開閉状況>

整備局等	水系	河川	施設名称	開閉状況	備考

<都道府県管理河川の主な河口水門等の開閉状況>

都道府県	施設数	開閉状況	備考



河川環境課河川保全企画室 宛  
(マイクロ 80-35462、35465、35467)

課(氏名: )  
(マイクロ )

( ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分 )

津波様式-2 緊急復旧状況 ( 国管理 河川 )

( 整備局等名: )  
( 都道府県名: )

要因名	○○ (第 報)		
水系名	1 級河川 <sup>ふりがな</sup> ○○○川	河川名	<sup>ふりがな</sup> ○○○川
時点	○ 月 ○ 日 ○ 時現在	発生日時	R ○ . ○ . ○ ○○ : ○○
発生場所	○○県 <sup>ふりがな</sup> ○○町	距離標	左 ○.○ ~ ○.○ km
被災状況	決壊		
	被災延長 m		
復旧状況	<b>【○月○日時点】</b> (1) 復旧工法 (2) 着手日時 (3) 完成予定日時 (4) 進捗状況		

注・別添として、全体計画(平面図、断面図)及び進捗状況(前回報告からの進捗)が分かる  
) 資料を添付すること  
・写真を添付

河川環境課河川保全企画室 宛  
(マイクロ 80-35462、35465、35467)

課(氏名: )  
(マイクロ )

( ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分 )

崩落様式-1(1) 河岸崩落被害情報 ( 国管理 河川 )

( 整備局等名: )

( 都道府県名: )

発生場所	○○県 <small>ふりがな</small> ○○町	発生日時	R2.4.1 12:00
水系名	1級河川 <small>ふりがな</small> ○○○川	河川名	<small>ふりがな</small> ○○○川 左
法指定	法河川		
管理者		崩落原因	
崩落状況	○○月 ○○日 ○○時現在		
	(1)崩落土砂量 (2)河道埋塞状況 (3)ダムアップ状況 (4)河道崩落土砂流出の可能性		
被害状況	○○月 ○○日 ○○時現在 < 速報値 >		
	( 拡大中 ) (1)浸水面積 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > ○○町           ○○ha (2)人的被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > ○○町           死者           人 行方不明者       人 (3)家屋被害 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > ○○町           床下浸水       戸 床上浸水       戸 軒下浸水       戸 家屋流出       戸 (4)その他 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > ○○町           国道○号線 通行止め		

注) ・平面図を添付(破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)  
 ・現地状況写真を添付

河川環境課河川保全企画室 宛  
(マイクロ 80-35462、35465、35467)

←

課(氏名: )  
(マイクロ )

( ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分 )

崩落様式-1(2) 河岸崩落被害情報 ( 国管理 河川 )

( 整備局等名: )  
( 都道府県名: )

○○月○○日○○時現在 < 速報値 >	
復旧活動 状況等	(1)復旧状況
	(2)上下流における安全対策
	(3)国による支援状況
	(4)その他

○ 水防法と係わりのある法令

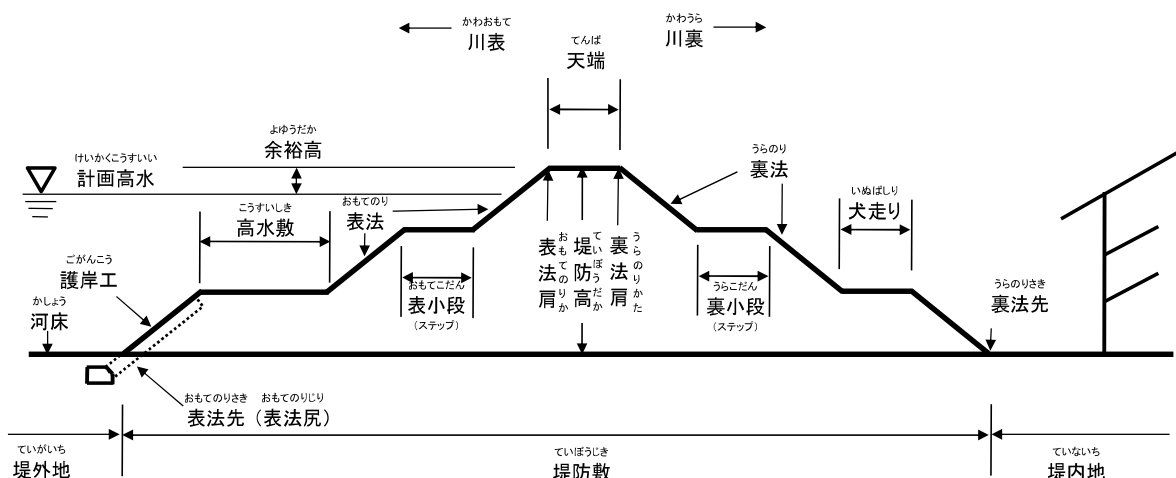
項目	水防法 条文	法 律 名	政 令	省 令	通 達
消 防 機 関	2の4	消防組織法 9 (S22 法226)			市町村消防計画 の基準 (S41 消防庁告示1)
市 町 村 の 水 防 責 任	3	災害対策基本法 5 (S36 法223) 消防組織法 6			
水 害 事 務 組 合 の 設 立	3の2	水害予防組合法 (M41 法50)			
都 道 府 県 の 水 防 責 任	3の6	災害対策基本法 4			
公 務 災 害 補 償	6の2	消防団員等公務災害補償 等責任共済等に関する法律 (S31 法107)	非常勤消防団員等 に係る損害補償の 基準を定める政令 (S31 政令335) 消防団員等公務災 害補償等責任共済 等に関する法律施 行令 (S31 政令346)		
退 職 報 償 金	6の3	地方自治法 204の2 (S22 法67) 消防組織法 15の8 (S22 法226)			
都 道 府 県 の 水 防 計 画	7	消防組織法 15の3 災害対策基本法 40、41 消防組織法 4 23			消防組織規定 25-13 (S46 消防庁訓令3)
洪 水 予 報	10 11	気象業務法 14の2 (S27 法165)	気象業務法施行令 (S27 政令471)	気象業務法施行 規則 (S27 運輸省令101)	気象庁予報警報規 程 (S28 運輸省告示63)
浸水想定区域	14			水防法施行規則 (H12 建設省令44)	

項目	水防法 条文	法律名	政令	省令	通達
優先通行	18	道路交通法 39 (S27 法105) 消防法 26の1 (S23 法186)	道路交通法施行令 13の1 ⑦ (S35 政令270)		
警察官の 援助の要求	22	警察官職務執行法 4, 6 (S23 法136)			
応 援	23	自衛隊法 83, 94 (S39 法167) 消防組織法 24-2 災害対策基本法 67, 68			
居住者等の 水防義務	24	河川法 22 (S39 法167) 水害予防組合法 50 災害対策基本法 65			
公用負担	28	日本国憲法 29 (S21 憲法) 河川法 22 水害予防組合法 50 災害対策基本法 64			
立退きの指示	29	警察官職務執行法 4 災害対策基本法 60, 61 軽犯罪法 1⑧			
指定水防管理 団体の水防計画	33	災害対策基本法 42			
費用の補助	44	激甚災害に対処するための 特別の財政援助等に関 する法律 21 (S37 法150)	激甚災害に対処す るための特別の財 政援助等に関する 法律施行令 39, 40 (S37 政令403)	水防施設費国庫 補助規則 (S26 建設省令5)	
報 償	46			水防功労者報償 規則 (S31 建設省令6) 自衛隊法施行規 則 1, 2 (S29 総理府令40)	退職水防団員等報 償規程 (S38 建設省告示162)
罰 則	52 53 54	刑法 121 (M20 法45) 軽犯罪法 1⑧ (S23 法39) 消防法 26の1			

# ○ 水 防 工 法

## 【河川堤防の名称】

※下流に向かって右岸が右岸、左岸が左岸。



### (1) 水防工法の分類

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならぬ。

では河川堤防の破堤原因にはどうなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- ① 越水（溢水）による場合・・・堤防から水が溢れて、堤防の裏法面から欠壊していく。
- ② 浸透（漏水）による場合・・・河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。
- ③ 洗掘による場合・・・河川の流勢や波浪により表法面が洗掘されて欠壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

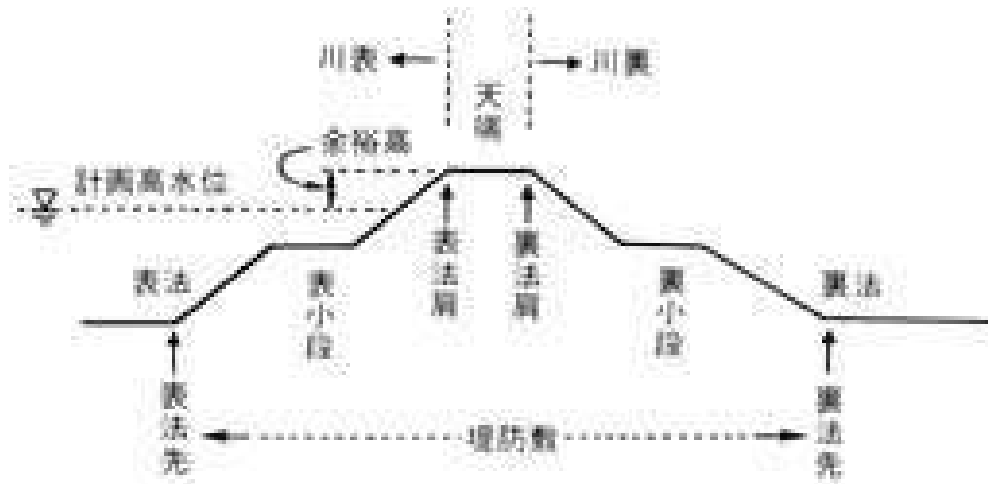
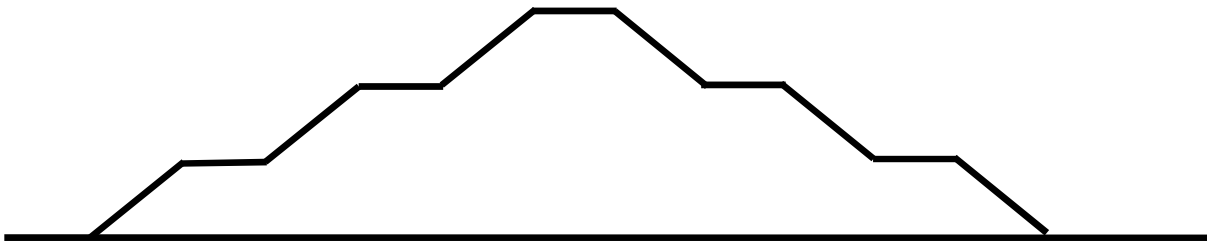
原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
越水	積み土のう	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤防の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シー張り工 ト	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう

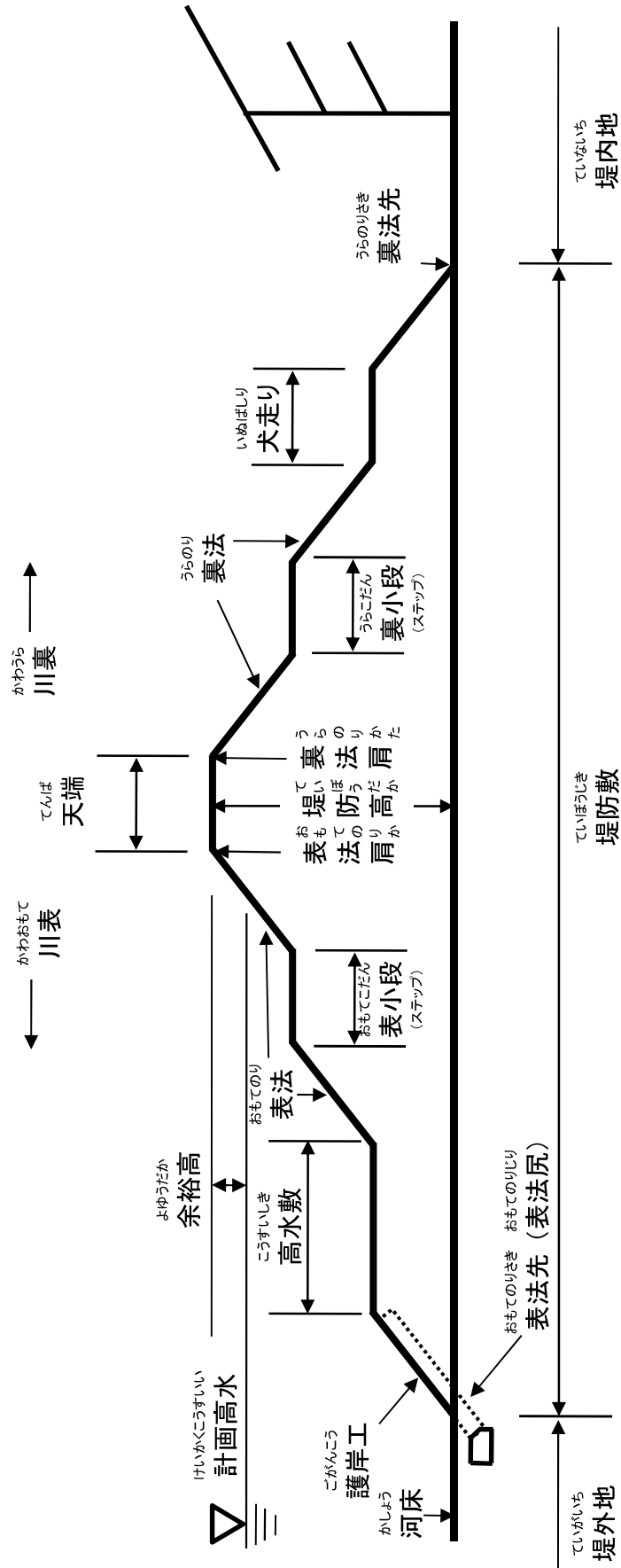
原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現在	
漏水	川裏対策	釜段 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニール帆布製中空形水マット積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入 手困難)	既製水のうポン プ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入 手困難)	鉄板、土のう、パイ プ、鉄パイプぐ い
		月の輪工	裏のり部によりかかき半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シー ト、パイプ鉄筋棒
		水マット月の 輪工	裏小段、裏のり先にかかきようにビニロン帆布製水の うを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入 手困難)	既製水のう、く い、土のう、ビニ ロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シー ト、土のう
		導水むしろ張 り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇 所)	防水シート、丸 太、竹
漏水	川表対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあると ころ、水深の浅い部 分)	土のう、木ぐい、 竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土の う、竹ピン
		継ぎむしろ張 り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、く い、ロープ、竹、 土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイ プ、くい、ロー プ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	土俵の代わりに土 のう
洗掘		むしろ張り工 継ぎむしろ張 り工、シート 張り工、たた み張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的 緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、 ロープ、鉄線、く い
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め 石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コ ンクリートブロッ ク
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	急流河川	竹、くい、ロー プ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、 鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のり で補うため杭を打ち中詰め土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、 土のう、くぎ
		びょうぶ返し 工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロー プ、わら、かや、 土のう

原因	工法	工法の概要	利水箇所、河川	おもに使用する資材 現 在	
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端 裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
裏のり崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、橋のピアなどに堆積した流木のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		かぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
その他	築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう	
	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

(「実務者のための水防技術ハンドブック」により)







## ○ 市町村水防協議会条例（例）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第5項の規定による\_\_\_\_\_水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

第2条 会長は協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故あるときは会長の指名する委員がその職務を代理する。

第3条 関係行政機関の職員たる委員又は関係団体の代表たる委員に事故あるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を代理する。

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は当職にある期間とし、その他委員の任期は2カ年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

2 市町村において特別の事由があると認めるときは、前項の特定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

第5条 会長は会議を招集し、その議長となる。

第6条 協議会員の2分の1以上の出席者がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条 協議会に幹事及び書記各々若干名をおき、会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は上司の命を受け、庶務に従事する。

第8条 会長、委員、幹事又は書記に対しては予算の範囲内で市（町、村）の定めるところにより手当の支給及び費用弁償をすることができる。

第9条 前各条に定めるもの及び協議会が自ら定めるもののほか協議会について必要なる事項は会長が定める。

## 附 則

この条例は公布の日から施行する。

# ○ 指定水防管理団体水防計画書 作成要領

※ 詳細については、各建設事務所と十分協議の上作成のこと。

令和 ○ 年度

# 水防計画書

福島県○○市町村

# 目 次

第1	総 則	P〇〇
1	目 的	P〇〇
2	水防組織	P〇〇
第2	水 防 協 議 会	P〇〇
1	水防本部	P〇〇
2	本部組織	P〇〇
第3	重要水防区域	P〇〇
第4	水 防 施 設	P〇〇
1	水防倉庫の資器材備蓄基準	P〇〇
2	水防倉庫の資器材備蓄状況	P〇〇
3	調達可能水防施設	P〇〇
4	輸 送	P〇〇
5	費用負担と公用負担	P〇〇
第5	水位、雨量、高潮の観測所	P〇〇
1	水位観測所	P〇〇
2	雨量観測所	P〇〇
3	波高及び潮位観測所	P〇〇
第6	気象情報、水防情報の連絡	P〇〇
1	水防通信連絡	P〇〇
2	通報と伝達の系統図	P〇〇
第7	洪 水 予 報	P〇〇
1	国土交通大臣が行う洪水予報	P〇〇
2	知事が行う洪水予報	P〇〇
第8	水 位 周 知	P〇〇
1	国土交通大臣が行う水位周知	P〇〇
2	知事が行う水位周知	P〇〇
第9	水 防 警 報	P〇〇
1	国土交通大臣が行う水防警報	P〇〇
2	知事が行う水防警報	P〇〇
第10	水 防 活 動	P〇〇
1	水防巡視	P〇〇
2	出動及び水防作業	P〇〇
3	水防通報及び避難場所	P〇〇
4	水防解除	P〇〇
5	水防活動の報告	P〇〇
第11	水 防 演 習	P〇〇

1	実施期日	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
2	実施内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇

参 考 資 料

▪	水 防 法		
▪	〇〇市町村水防協議会委員名簿	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
▪	〇〇市町村水防協議会条例	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
▪	他市町村との協定事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
▪	福島県水防信号規則	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
▪	水防法第11条の規定による標識	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
▪	水 防 工 法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
▪	重要水防箇所評定基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
▪	水防用気象情報並びに水防警報	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
▪	水防警報パターン文	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
▪	水防活動実施報告書等	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇
▪	管 内 図	・・・・・・・・・・・・・・・・	P〇〇